

離島振興法の改正に伴う計画の策定について

1 策定の趣旨

- 現行の離島振興法(以下「現行法」という。)が令和4年度末で法期限を迎えることから、11月に離島振興法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が公布された。改正法では法期限が令和14年度末まで延長(10年間)されたことに加え、内容の充実が図られたところ。
- 本県では、現行法の成立時に沖島地域が離島認定されたことを受け、平成25年度に滋賀県離島振興計画(以下「現計画」という。)を策定し離島振興の取組を進めてきたところであるが、今回の改正法の成立により、法条文の新たな記載項目等を踏まえた、第2期滋賀県離島振興計画(以下「新計画」という。)を策定する必要がある。(改正法 第四条)
(計画期間:令和5年度～令和14年度 *10年間)

2 改正法のポイント

(1) 目的の改正

- ・「関係人口」等を巻き込んでいく視点を追加
- ・都道府県による離島市町村への支援の努力義務を新設

(2) 離島振興に関する各種配慮規定の充実

- ・医療、デジタル等の取組について、「特別の配慮」とする
- ・離島留学、再生エネルギーの活用、空き家活用等について、「配慮規定として明記とする

3 改正法に基づいた新計画(案)の方針

- 近江八幡市と協力し、10年後の沖島の維持・活性化に向け「島民200名の維持」を目標に策定
- 基本の方針として以下の4点を掲げ、近江八幡市や庁内各所属と調整中
 - (1) 誰もが訪れやすく、住みやすい沖島(湖上交通・島内外交通)
 - (2) 琵琶湖の恵みとともに、島ならではの産業を育む沖島(産業)
 - (3) 安心していつまでも暮らし続けることができる沖島(福祉・医療)
 - (4) 島民だけでなく、みんなの力で発展する沖島(移住・関係人口)

※法改正の趣旨を踏まえ、特に以下の点に新たに注力する方向で検討

- ・湖上交通および島外交通の充実
- ・デジタルインフラの整備
- ・診療所の体制充実・予防医療(歯科等の充実)・遠隔医療の確立
- ・離島の自然環境を活かした「離島留学」の創設
- ・空き家改修支援や移住希望者向けの移住体験など人材の確保・育成支援

4 新計画策定の効果

○財政上の措置等(改正法第6条)

国は、離島振興計画の円滑な実施その他の振興に必要な財政上の措置を講ずることとされている。(離島活性化交付金 等)

○国の負担・補助の割合の特例等(改正法第7条)

離島振興計画に基づく事業に要する費用については、補助率の嵩上げなどの特例措置の対象とされている。

○税制上の措置(改正法第19条)

国は、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとされている。

5 今後の予定

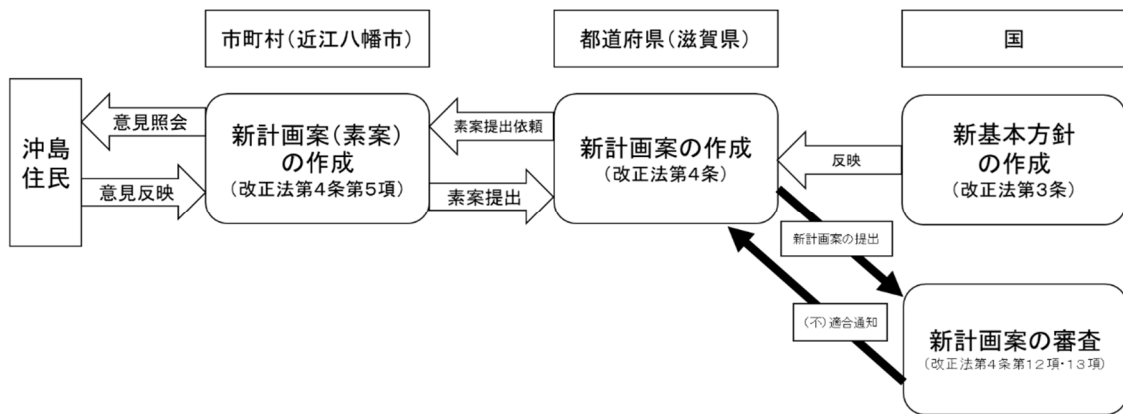
○4月当初を目途に新計画を策定予定

2月中旬～ 国関係省庁との協議

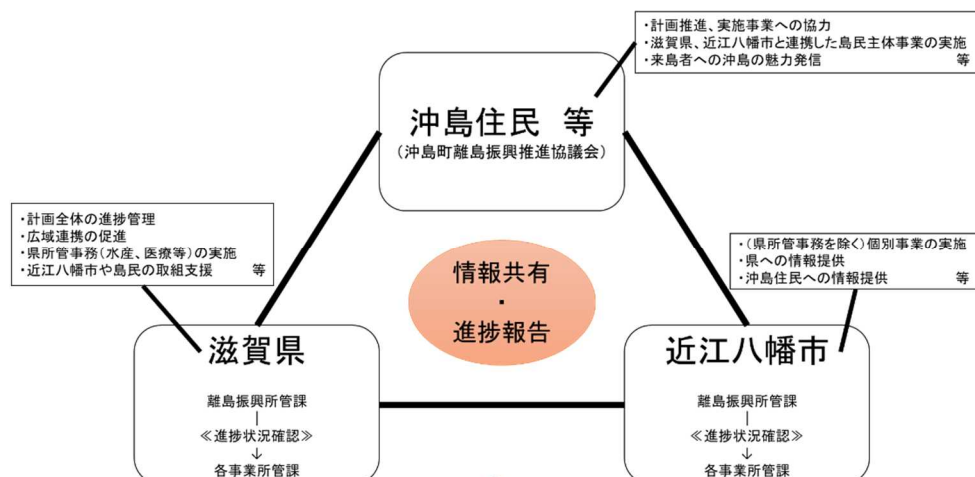
3月下旬 国所管省庁(国土交通省)へ新計画提出

4月当初 新計画承認・策定

(参考) 改正法における方針・計画の位置づけ



(参考) 第2期滋賀県離島振興計画案における関係者の役割分担・フォローアップ体制



第2期 滋賀県離島振興計画(案)

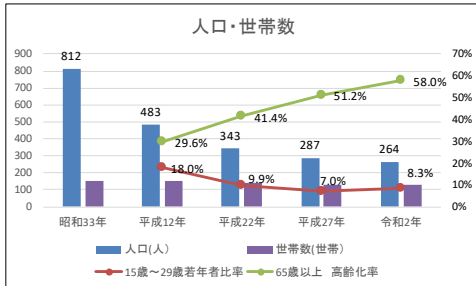
はじめに

離島振興法の改正により、10年間法期限が延長されたことを受け、引き続き中長期的な視点に立った沖島の振興を図るため、同法第4条第3項(改正法第4条第5項)の規定に基づき、離島振興計画(案)を策定する。

現況

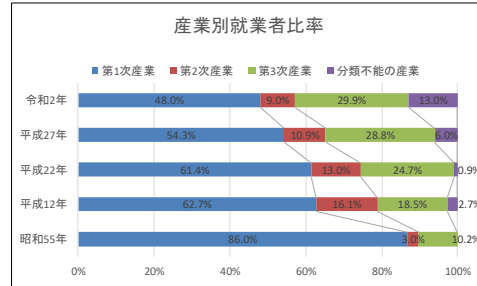
①人口

沖島町の人口は、昭和33年から令和4年までの65年間で約70%減少している。更には、令和4年の15歳から29歳の若年者比率が4.6%と低く、高齢化率は65.7%(近江八幡市全体28.3%、県全体26.8%)と、非常に高くなっている。



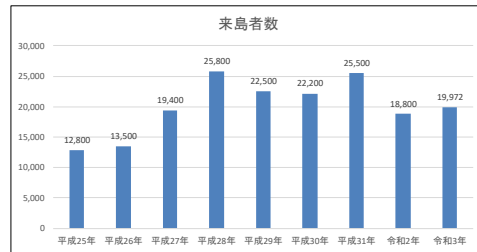
②産業

昭和55年と令和2年の産業分類別就業比率を比べてみると、第1次産業が昭和55年から令和2年度で38ポイントも減少するなど、沖島の主幹産業である漁業従事者の減少が顕著となっている。



③来島者数

来島者数は、平成28年には25,800人まで増加し、その後も20,000人以上を維持していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大(以下、「コロナ禍」という)に伴い、入島制限等も行ったことなどを受け、令和2年度は減少、その後は増加傾向にあるものの、コロナ禍前の水準には回復していない。



第1期滋賀県離島振興計画の進捗と成果

平成25年7月17日に離島振興対策実施地域として指定されたことを受け、沖島では自治会やまちづくり協議会、沖島漁業協同組合、消防団などの主要関係団体からなる、「沖島町離島振興推進協議会」(以下「協議会」という)が設立され、島民による主体的な沖島振興を進める体制が整えられた。沖島遊覧船や沖島めしなどのサービス・商品開発や、ファンクラブの運営、空き家活用など、地域資源を活用した取組が積極的に行われた結果、観光客だけでなく、大学生や釣り人、アクティビティ事業者など、沖島を魅力に感じ関わる人々が増加している。

本県と近江八幡市は、現計画の計画内容に基づき、協議会に対する補助金交付による側面支援を行うことで、主に島民が主体となった取組を支援してきたことに加え、直接的な離島振興施策としても、診療所の運営や看護師の派遣による健康支援、消防救急艇の更新、高齢者保健事業など医療・福祉体制の充実化、法面の崩落防止工事や避難経路整備、山道や展望台の整備などの防災対策の実施により、健康で安心して暮らされ続ける沖島の実現に向けた取組を展開した。

とりわけ産業分野については、沖島の持続可能性を考えるうえで、生業としての漁業と、湖魚文化の振興は不可欠であり、地産地消を促す6次産業化に向けた加工食品開発に係る指導助言や、漁業後継者の育成支援を行った。また、地域おこし協力隊の活動を通じて、新たな湖魚料理のジャンル開拓に加えて、湖魚に親しんでもらう場の提供も行われている。更に、空き家改修による定住促進住宅を整備し、将来の漁業の担い手を含む移住者の受入体制についても整備を行っている。

来島者や関係人口の増加に見られるように、これらの取組を通じて、多くの人が沖島を知り、多様な形で関わるための体制づくりには一定の成果があったと評価できる。しかし、高齢化や人口減少に歯止めがかかっていないこと、生業である漁業従事者の減少など、多くの課題も残されている現状にある。

計画の概要

(1) 計画の期間

令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間 (中間見直し: 令和9年度)

(2) 計画の目標

《安心して暮らし続けられる沖島》

沖島の現況と、離島特性などを踏まえ、医療福祉サービスの充実や、日常生活を支える移動手段の確保など、超高齢化社会に対応し得る体制整備を進める。更に、多様なライフスタイルに対応できるハード・ソフト両面でのインフラ整備を進め、誰もが生きがいを持ちつつ、安心して最期まで暮らし続けることのできる沖島を実現していく。

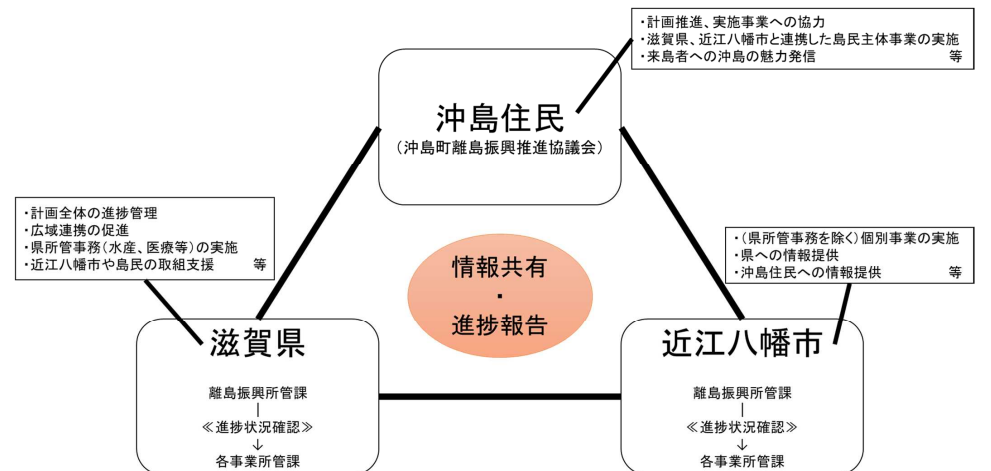
《琵琶湖の恵みとともに持続可能な沖島》

持続可能な沖島の実現に向けては、基幹産業である漁業を魅力ある産業として復興させ、受け継いでいく若い漁業者の確保・育成を進めていくとともに、その担い手となり得る人材としての移住者の受け入れ態勢の整備や、その土壌づくりとしての関係人口の創出に向けた取組を進めていく。

《目標値: 島民人口200人の維持(令和14年度末)》

役割分担・フォローアップ体制

次の役割分担により、新計画を推進する。また、年度毎に計画の進捗状況確認を行うとともに、必要に応じて実施項目の見直しを行う。



■ 基本的方針 (重点的な取組) ■

- (1) 誰もが訪れやすく、住みやすい沖島 (湖上交通・島内外交通)
- (2) 琵琶湖の恵みとともに、島ならではの産業を育む沖島 (産業)
- (3) 安心していつまでも暮らし続けることができる沖島 (福祉・医療)
- (4) 島民だけでなく、みんなの力で発展する沖島 (移住・関係人口)

■ 施策の内容 ■

(下線部:第2期計画からの新規施策内容)

	施策項目	施策内容
(1)	交通通信の確保	<p>【湖上交通】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 定期航路の増便 (新規航路含む) 検討、運行時間帯の拡大支援 ② 運営方法の検討 <p>【島外交通】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 高齢者など交通弱者の移動手段の確保 ② 土日祝日の移動手段の確保 <p>【島内移動手段】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>グリーンスローモビリティなど、ユニバーサルデザインに配慮した移動手段の導入検討</u> <p>【情報通信】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 光ファイバーなどの通信インフラの更新 ② 高規格通信網の確保や先進技術の導入検討
(2)	産業の振興	<ol style="list-style-type: none"> ① 漁業後継者の育成の支援 ② 安全で機能的な漁港の整備 ③ 漁業の中心的機能を担う漁業会館の再整備の支援 ④ 湖魚の魅力を活かした新たな製品開発および6次産業化の推進 ⑤ 漁船を活かした周遊観光や体験漁業など、漁業と観光産業の連携推進 ⑥ 湖魚消費拡大と食文化の振興 ⑦ 空き家など既存資源を活用した産業振興
(3)	雇用機会の拡充及び就業の促進	<ol style="list-style-type: none"> ① テレワークなどの新たな働き方に対応できる施設などの検討 ② 特定地域づくり協同組合などの制度検討を含めた兼業・副業の推進による新たな雇用の創出支援 ③ 対岸の観光施設と連携した雇用の創出支援 ④ 既存団体の持続的な運営体制確立支援
(4)	生活環境の整備	<p>【上下水道・港湾】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>上下水道施設、港湾設備などの更新</u> <p>【ごみ処理】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 廃棄物循環システムの検討 ② 廃棄物の運搬方法の検討 <p>【生活支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ごみ出しや買い物などの生活支援方法の検討 <p>【住環境】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然環境に配慮し、緊急時の機能を付加した遊歩道又は生活道路の検討・整備 ② 空き家などの改修支援や移住希望者向けの移住体験などの実施 ③ 安心して住み続けられるための住環境支援
(5)	医療の確保	<ol style="list-style-type: none"> ① 診療所の診療体制の充実 ② 沖島診療所の継続運営 ③ 高度情報通信基盤を活用した遠隔医療の確立と医薬品の配送システムの確立 ④ 救急搬送体制の充実化 ⑤ 島民への健康相談、疾病予防等の推進 ⑥ 予防医療 (歯科等) の充実

(6)	介護サービスなどの確保および高齢者福祉などの推進	<ol style="list-style-type: none"> ① 介護予防施策・健康づくりの充実 ② 介護サービス等の内容の提供支援
(7)	教育および文化の振興	<p>【教育の振興】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 沖島小学校および就学前施設の維持存続 ② 豊かな自然環境の保全に対する環境教育の推進 ③ 通学区域の弾力化による児童数の確保と交流の促進 ④ 遠隔授業の実施や琵琶湖や沖島に関する総合学習など、学校間での交流教育の実施 ⑤ 高校等への通学に対する支援 ⑥ <u>生涯にわたって読書に親しむ環境の整備</u> <p>【文化の振興】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 沖島ならではの特性や文化、歴史、風習など伝統文化の伝承と振興 ② 公共施設や空き家などを活用した沖島の伝統文化の普及啓発活動の実施支援
(8)	観光の開発	<ol style="list-style-type: none"> ① 対岸の宿泊施設と連携した観光施策への支援 ② 島内の観光ルートの整備・居住空間とのすみわけ支援 ③ 空き家など既存資源を活用した産業振興【再掲】 ④ 恵まれた自然を活かした地域間交流の実施 ⑤ (島外交通) 観光ルートを結ぶためのバス交通などの整備検討 ⑥ <u>ビワイチと連携した観光振興支援</u>
(9)	地域間交流の促進	<ol style="list-style-type: none"> ① 情報発信ツールの充実化 ② 観光情報誌などの多言語対応の促進 ③ 離島留学等の検討
(10)	自然環境の保全および再生	<ol style="list-style-type: none"> ① 水環境をはじめとする環境問題への取組 ② 廃棄物循環システムの検討【再掲】 ③ 豊かな環境の保全に対する環境教育 ④ 関係人口を取り込んだ健康な山づくりのための活動促進
(11)	エネルギー対策	<ol style="list-style-type: none"> ① 廃棄物循環システムの検討【再掲】 ② 太陽光発電などを活用した施設整備の検討
(12)	国土保全および防災対策	<p>【国土保全施設などの整備】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全で安心できる生活空間を確保するための治山・治水事業および砂防事業の実施 <p>【防災対策の充実】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 避難所、避難道路、消防施設などの整備 ② 災害に備えた生活物資などの備蓄と迅速な調達 ③ <u>土砂災害特別警戒区域内などにおける住宅などの安全性の確保</u> <p>【感染症などの緊急事態への対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存交通手段が活用できなかった際の代替手段の検討・確保 ② 予防対策の徹底
(13)	人材の確保および育成	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域おこし協力隊制度の活用 ② 関係人口の創出・拡大に向けた体制づくり ③ 空き家などの改修支援や移住希望者向けの移住体験などの実施【再掲】
(14)	その他離島振興に関して必要な事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 県・市・島民などとの意見交換会の定期的な実施 ② 沖島町離島振興推進協議会の機能強化 ③ 計画進捗の共有の場の設定

■ 産業振興促進事項 ■

離島振興法の一部が改正されたことにより、離島振興計画に産業振興促進事項を盛り込むこととする。

※計画に盛り込むことで、事業者が設備投資を行い、一定の要件を満たす場合、所得税又は法人税の減価償却の割増償却 (特別措置) や固定資産税の課税免除または不均一課税の適用を受けることができる。